

本校における新型コロナウイルス感染症対応について (再改訂版)

「学校防災マニュアル」 (2020年度版)

P24~「(3)新型インフルエンザ等による臨時休業に係るマニュアル」に準ずる。

【予防】

- 1 学校においては教室等生徒の活動場所を常時換気する。生徒教室に手指アルコール消毒液、教室棟水道に液体石けんを設置する。生徒教室および特別教室は管理責任者または使用した学年が拭き取りによる消毒を行う。
学年集会等で使用した特別教室は副担任が使用後に拭き取りによる消毒を行う。
お弁当(中高)・給食(定)の時間は、対面・密接せずに、無言で食事をとる。
- 2 生徒は日頃から通常のインフルエンザ等の感染症予防を行う (体調管理、咳エチケット、手洗い・うがい、不要不急の外出を控える、部屋の換気等)。
- 3 家庭において日頃から健康観察を行う。生徒は発熱、のどの痛み、咳、鼻水等、かぜ様症状があるときは自宅で療養する。あわせて、その旨を担任へ連絡する。療養期間中は出席停止扱いとする。
- 4 医療的ケアが日常的に必要な生徒や基礎疾患がある生徒については、保護者が主治医に相談した上で登校すべきではないと判断された場合は、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として取り扱う。
- 5 保護者は、息苦しさ・強い怠さ・高熱等いずれかの強い症状が見られる場合、帰国者・接触者相談センターに連絡相談する。基礎疾患がある場合は、発熱・咳など比較的軽い風邪症状でも連絡相談すること。あわせて、その旨を担任へ連絡する。
- 6 生徒の家族等が新型コロナウイルスに感染し、当該生徒が同居等により濃厚接触者となった場合、出席停止とする。出席停止期間は感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間とする。
- 7 生徒が上記4~6に該当した場合、登校を再開するとき、保護者は「学校感染症に関する登校申出書 (新型コロナウイルス感染症)」 (別紙) に記入し、担任へ提出する。
- 8 生徒が学校で感染が疑われる症状 (かぜ症状) を発症したときは、保護者に連絡し、下校する。下校には公共交通機関を利用しない。自力で帰宅できない生徒は、保護者迎えにより帰宅する。帰宅するまでの待機場所は相談室とする。

【生徒・職員が新型コロナウイルスに感染した場合】

- 1 感染が確認された生徒は出席停止とする。
 - ・出席停止期間は主治医が登校再開を認めるまでとする。
 - ・登校を再開するとき、保護者は「学校感染症に関する登校申出書 (新型コロナウイルス感染症)」 (別紙) に記入し、担任へ提出する。
- 2 濃厚接触者にあたりと判断された生徒は出席停止とする。
 - ・出席停止期間は感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間とする。

3 学校の臨時休業等については、県対策本部（保健福祉部）と相談の上、県教育委員会が判断する。

- ・休業期間中の家庭学習ならびに生活、健康管理については、栃木県教育委員会等の指示のもと、校長、教頭、教務主任、健康環境部長、学習部長、生徒部長、学年主任、担任、養護教諭が検討し、決定する。
- ・栃木県教育委員会ならびに管轄保健所に連絡し、校内の消毒等、必要な措置を講じる。（健康環境部、養護教諭）
- ・感染が疑われる症状を有する生徒（保護者）は速やかに帰国者・接触者相談センターに連絡相談するよう勧める。（正副担任）
- ・生徒登校中に臨時休業が決定した場合、下校には公共交通機関を使用しない。自力で帰宅できない生徒は保護者迎えにより帰宅する。感染が疑われる症状を有する生徒の待機場所は中学保健室とする。それ以外の生徒は教室待機とする。（正副担任、養護教諭）
- ・中学保健室が感染の疑いのある者の待機場所となっている間、保健室利用が必要な中学生は高校保健室を利用する。（養護教諭）
- ・矢板市内の新規感染者数や感染経路が明らかでない感染者が急増した場合、本校に感染者がいなくても、時差通学や分散登校等を行うことがある。

3 臨時休業等を行うときは、上記2、その他必要な事項について、教頭が一斉配信メールにて生徒ならびに保護者へ通知する。

4 新型コロナウイルス感染症の対応は最新情報に基づき、変更することがある。変更が生じたときは、その都度、ホームページにアップし、教頭が一斉配信メールにて生徒ならびに保護者へ通知する。

※二重下線部分が改訂版（5月12日付）から再改訂された内容です。

中・高保健室は通常通りに戻り、【予防】9の内容は削除となります。